



(報道関係各位)

令和7年5月20日 発表

【本件に関するお問い合わせ】

☑ HP 公開

川越市役所 産業廃棄物指導課 指導担当 担当者：名和、平沼

☎ 049-239-7007 (直通) Fax : 049-239-5059

土砂のたい積業者に対する行政処分(措置命令)について

概要

川越市長は、川越市土砂のたい積等の規制に関する条例（平成14年条例第38号。以下「条例」という。）第24条第2項の規定に基づき、土砂のたい積業者に対して、下記のとおり2件の措置命令を行いました。

処分内容

1 被処分者

株式会社協和産業 代表取締役 長浜 実（川越市大字中福912番地9）

2 処分内容

措置命令

(1)内容

①川越市大字中福字鬼関946番1、同946番2、同946番3、同946番5、同947番1及び同947番2の土地において行った土砂のたい積について、許可（平成30年6月4日付け川産発第96号、平成31年1月17日付け変更川産発第437号、令和4年3月14日付け許可取消川産発第409号）取得時の地表面より上部にたい積している土砂を、たい積面積が500㎡以下となるよう撤去すること。

②川越市大字中福字鬼関948番の土地において行った土砂のたい積について、許可（平成30年9月5日付け川産発第269号、令和4年3月14日付け許可取消川産発第410号）取得時の地表面より上部にたい積している土砂を撤去すること。

(2) 履行期限

令和10年3月20日

3 処分年月日

令和7年5月20日（火）

4 処分理由

条例第24条第2項の規定により、市長は、条例第12条第1項（変更許可）の規定に違反して土砂のたい積を行った者に対し、土砂の除却その他の措置を命じることができる。ところ、被処分者は条例第9条に基づく土砂のたい積の許可2件を受けて土砂のたい積を行っていましたが、許可を受けた土砂のたい積計画と異なる形状である、最大約11mの土砂のたい積したことは無許可の変更に該当します。



参考

1 経緯

被処分者は、砂利等を採取した土地に建設残土を受け入れることを主な業としています。市は、平成30年6月と9月にたい積許可を出した後、10月にたい積量が超過していることを確認しました。以降、条例違反を解消させるための指導をしましたが、違反状態が慢性化してきたことから令和3年2月24日に措置命令を発出し、履行期限までに是正できなかったため令和4年3月14日に許可取消を行いました。

許可取消後も行政指導により一部是正は見られましたが、現在においても、依然として多量の土砂がたい積された状態であるため、今回の措置命令に至りました。なお、崩落及び周辺への流出は確認されておりません。

2 許可内容

① 川越市大字中福字鬼関946 - 1, 2, 3, 5、947 - 1, 2

許可年月日 平成30年6月4日
変更許可年月日 平成31年1月17日（作業時間の変更）
許可取消年月日 令和4年3月14日
土地の区域の面積 13, 277m²

② 川越市大字中福字鬼関948

許可年月日 平成30年9月5日
許可取消年月日 令和4年3月14日
土地の区域の面積 4, 950m²

※①、②は隣接した土地で、一体として管理された土地になります。

①の許可地については最大たい積量21,000m³・高さ2mのストックヤードとして使用する計画、②の許可地については掘削後に更地（高さ0m）で完了する計画が、隣接した①②の土地に合わせて約48,000m³・最大高さ約11mまでたい積していません。（令和7年4月18日現在）